

大阿蘇環境センター 未来館からの お知らせ



事業所から排出される 事業系ごみの処理方法

事業所から排出されるごみをどのように処理していますか？

事業系のごみは家庭ごみの集積所には出せません！

事業所から排出されるごみの中で「事業系一般廃棄物」は以下のいずれかの方法で処理しないといけません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条（事業者の責務）」

①許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託する

それぞれの事業所が収集運搬業許可業者と委託契約し、契約内容に沿って排出する。

②自らごみを持ち込む（ごみ処理手数料がかかります）➡

【南部中継基地（高森町・南阿蘇村）】

南部中継基地に事業所自ら直接搬入する場合は、**事業系一般廃棄物処理申請書**の提出が必要になります。

事業所とは

電器店、旅館、飲食店、工場、農業などです。

※物の生産、販売やサービスの提供などの業を営んでいる所は事業所になります。

ごみ処理手数料

10kgごとに100円

ごみ出しのルールが守られていない場合は、持ち込みをお断りする場合があります。

持ち込むことができるごみ



可燃性ごみ（紙類・厨芥類）



飲食用ビン・カン類に限る



飲料用ペットボトル類に限る

※必ず業務用指定袋（緑色）に入れ、分別しての持ち込みをお願いします！

また、ダンボール、新聞紙、雑誌などの古紙類（資源物）は、可燃ごみには排出できませんのでリサイクルに回してください。

ごみ出しのルールが守られていない場合は、持ち込みをお断りする場合があります。

事業所から出た上記以外のごみや不燃ごみ、粗大ごみ、処理困難物、危険物、有害物は受け入れできませんので、産業廃棄物処理業者に委託するか、専門の処理業者に依頼してください。

〈持ち込み時間〉 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
第4土曜 午前8時30分～11時30分
祝日（平日、月～金） 午前8時30分～11時30分

〈お問い合わせ先〉 南部中継基地 TEL0967(62)0719

正しい分別方法の再確認を!!

下の写真は、令和5年9月に燃えるごみの中に鉄製のハンマーが入っていたことで、破碎機の刃が破損したものです。鉄製のハンマーは不燃ごみになりますが、1人の人が不適切な分別方法で出すことにより機械が壊れ、ごみを処理することができなくなります。



燃えるごみの袋に入っていたハンマー



破損した破碎機



下の写真は、令和5年11月に不燃ごみの手選別作業中に発火した状態で見つかった乾電池です。乾電池は指定の袋とは別の袋に入れて直接持ち込むという分別方法になっていますが、不燃ごみの中に入っていました。幸い、すぐに火は消し止められ、職員にケガはありませんでしたが、他のごみに引火すると大きな事故にもつながる恐れもありました。



発火原因になった乾電池



手選別作業中に発火した乾電池



不適切な分別方法でごみを出すと大きな事故や、機械の故障の原因になります。住民の皆さんには正しい分別方法の再確認をお願いします。

また、正しい分別を行うことで、ごみの減量化だけではなく、職員の安全を守るためにも、引き続きごみの分別にご協力をお願いします。

混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」

では、なぜごみの分別をしなければならないのか??

「ごみ」は、大切な「資源」です。未来館では、可燃ごみを固形燃料 (RDF) に作り変え、九州内の工場の燃料として再利用しています。さらに、焼却処理に比べ、ダイオキシン類発生の抑制効果にもなっています。また、回収されたビンやカンは、再びビンやカンなどの原料として再利用され、家電品などもそれぞれの材質ごとに分解され利用されています。

住民の皆さん一人一人が決められたルールを守り、きちんと分別していただくことでリサイクルは大きく進み、「ごみ」が「資源」へと生まれ変わることができます。**ごみを出すときは、もう一度袋の中を確認し、ごみ出しを行いましょう!!**

未来館では今後も引き続き、適正な処理や再資源化に取り組んでまいりますが、住民の皆さんにおかれましてもごみ出しルールを守り、徹底したごみの分別とごみの減量化へご協力よろしくお願ひいたします。